

## 令和3年度第1回広島県医療対策協議会書面決議結果について

### 1 要旨

令和3年4月28日付けで厚生労働省から「令和4年度の地域枠等の定義について」通知があり、新たに地域枠等の定義が示された。

この中で、各都道府県の医療対策協議会において、地域枠からの離脱要件等について協議を行い、大学志願時に本人と書面同意することとされた。

このため、別紙のとおり、誓約書案を作成し、令和3年7月21日付けで書面開催した第1回広島県医療対策協議会において書面決議を行った。

### 2 決議結果

賛成多数により、可決する。

賛成：26

反対：2

### 3 今後のスケジュール

8月下旬～ 大学募集案内配付

10月頃～ 入試要項配付開始

1月頃 入学試験

3月中 広島県医療対策協議会（第3回）【離脱者報告】

## 大学医学部地域枠からの離脱要件について

令和 3 年 7 月  
医療介護人材課

## 1 趣旨

令和 3 年 4 月 28 日付けで厚生労働省から「令和 4 年度の地域枠等の定義について」通知があり、新たに地域枠等の定義が示された。

この中で、各都道府県の医療対策協議会において、地域枠からの離脱要件等について協議を行い、大学志願時に本人と書面同意することとされた。

今回、地域枠の不同意離脱者の未然防止を図るため、本県として認める離脱要件を定めることとし、今後必要な手続きを行う。

## 2 地域枠からの離脱要件

広島県医師育成奨学金貸付規則に定める次の例を除き、原則として認めない。

具体例	同意基準 (奨学金債務)	規則
(大学在学中) 死亡または心身の故障のため退学	同意する (全部又は一部免除)	12 II ①
(大学卒業後) 公的医療機関等で医師業務従事中		
業務上の理由により死亡または心身の故障のため 医師業務に従事することができなくなった場合	同意する (全部免除)	12 I ④
業務以外の理由により死亡または心身の故障のため 医師業務に従事することができなくなった場合	同意する (全部又は一部免除)	12 II ②

※ 心身の故障については、複数の第三者による事実認定が必要（医師による診断書等）

※ 所定の猶予期間（3年間）内での一時的な義務の中断を除く

## 3 運用方法

## (1) 誓約書の徴取時期

地域枠の募集要項に離脱要件を明示し、入学志願時に本人及び法定代理人に誓約書の提出を求める（令和 4 年度以降の入学者が対象。広島大学・岡山大学とは調整済み）。

地域枠在学生及び現在義務履行中の卒業医師については、同内容を周知する。

## (2) 義務離脱表明時の対応等

本人を含めた関係者による協議の場を設け、義務離脱の回避に向けた代替案の検討を行う。

【代替案が合意に至らない場合】

## ① 広島大学及び岡山大学共通

広島県から国及び一般社団法人日本専門医機構に不同意離脱者として報告する。報告された者は原則として日本専門医機構の専門医認定を受けられない。

## ② 広島大学のみ

在学中に離脱した者については、原則卒業を認めない。

(医学科ふるさと枠)

# 誓約書

広島大学医学部長 殿

広島県知事 殿

私は広島大学医学部医学科に入学するにあたって、  
下記の事項を遵守することを誓います。

## 記

- 一 広島県医師育成奨学金制度(以下「本制度」)の目的を十分に理解したうえで、  
在学中6年間奨学金を借り受けること。
- 一 大学卒業後、広島県および広島大学が定める基準に沿って、県内の公的医療  
機関等において医師としてその業務に従事し、かつ、知事が指定する県内の中  
山間地域等の公的医療機関等又は知事が指定する診療科において従事するこ  
と。
- 一 本制度に定められた奨学生としての従事要件を十分に理解し、もし従事要件  
を満たせなくなる可能性が生じた場合には、関係者による協議の場に参加し、そ  
の理由を明らかにするとともに、広島県及び広島大学から提示される代替案につ  
いて真摯に検討すること。
- 一 大学在学中に、本制度に定められた従事要件を満たせなくなることについて、  
関係者による協議を行っても合意に至らない場合には、卒業が認められない可  
能性があることに留意すること。
- 一 大学在学中もしくは卒業後に、本制度に定められた従事要件を満たせなくなる

ことについて、関係者による協議を行っても合意に至らない場合には、広島県から国及び一般社団法人日本専門医機構に不同意離脱者として報告を行うことに同意すること。

**【従事要件】**

一 大学を卒業した日の属する月の翌月から奨学金の貸付けを受けた月数の二倍に相当する期間内に、貸付けを受けた月数の一・五倍に相当する期間(必要従事期間)、県内指定公立医療機関等において医師業務に従事すること。

二 上記必要従事期間から初期臨床研修を除いた期間の二分の一以上の期間、次のいずれかで医師業務に従事すること。

ア 知事が指定する県内の中山間地域の公的医療機関等

イ 県内の公的医療機関等の知事が指定する診療科

**【従事要件を満たせないことについて同意可能な要件】**

一 大学在学中に死亡または心身の故障により退学した場合

二 大学卒業後、死亡または心身の故障のため医師業務に従事することができなくなった場合

三 その他特段の事情に基づき従事要件を満たせないことについて広島県及び広島大学が合意できる場合

以上

令和 年 月 日

住 所

本人氏名(自署)

印

法定代理人氏名(自署)

印

(医学科地域枠)

# 誓 約 書

広島県知事 殿

私は岡山大学医学部医学科に入学するにあたって、下記の事項を遵守することを誓います。

## 記

- 一 広島県医師育成奨学金制度(以下「本制度」)の目的を十分に理解したうえで、在学中6年間奨学金を借り受けること。
- 一 大学卒業後、広島県が定める基準に沿って、県内の公的医療機関等において医師としてその業務に従事し、かつ、知事が指定する県内の中山間地域等の公的医療機関等又は知事が指定する診療科において従事すること。
- 一 本制度に定められた奨学生としての従事要件を十分に理解し、もし従事要件を満たせなくなる可能性が生じた場合には、関係者による協議の場に参加し、その理由を明らかにするとともに、広島県及び岡山大学から提示される代替案について真摯に検討すること。
- 一 大学在学中もしくは卒業後に、本制度に定められた従事要件を満たせなくなることについて、関係者による協議を行っても合意に至らない場合には、広島県から国及び一般社団法人日本専門医機構に不同意離脱者として報告を行うことに同意すること。

【従事要件】

- 一 大学を卒業した日の属する月の翌月から奨学金の貸付けを受けた月数の二倍に相当する期間内に、貸付けを受けた月数の一・五倍に相当する期間(必要従事期間)、県内指定公立医療機関等において医師業務に従事すること。
- 二 上記必要従事期間から初期臨床研修を除いた期間の二分の一以上の期間、次のいずれかで医師業務に従事すること。
  - ア 知事が指定する県内の中山間地域の公的医療機関等
  - イ 県内の公的医療機関等の知事が指定する診療科

【従事要件を満たせないことについて同意可能な要件】

- 一 大学在学中に死亡または心身の故障により退学した場合
- 二 大学卒業後、死亡または心身の故障のため医師業務に従事することができなくなった場合
- 三 その他特段の事情に基づき従事要件を満たせないことについて広島県及び岡山大学が合意できる場合

以上

令和 年 月 日

住 所

本人氏名(自署)

印

法定代理人氏名(自署)

印